

純

日税連は、平成24年4月26日の臨時総会により、会務執行規則を一部変更し、租税教育推進部を新たな部として追加した。

これは、平成23年税制改正大綱に、「納税環境整備の一環として官民協力して租税教育を充実させる」との方針が明記されたことによる。

平成23年11月に国税庁、文部科学省及び総務省による租税教育推進関係省庁協議会（以下、省庁協議会）が設置され、日税連は賛助会員として参画している。

池田日税連会長は、租税教育推進部が設置されたことを受け、「今後は租税教育を税務支援とともに社会貢献の両輪の一つと位置付け、更に本格的に取り組んでいきたい。」と述べている。

我々はこの機会に、租税教育の意義を再度考え、税理士会のやるべき租税教育について提案したい。

1. 租税教育の意義

税理士の使命は、税理士法第1条において「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とされている。

申告納税制度は民主主義の原点であり、主権者である納税者は、憲法における租税法律主義に基づき、自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する。税の専門家たる税理士は、納税者の代理人として、その申告制度の理念にそって、納税者の納税義務の適正な実現を図ると同時に、法のもとにおける納税者の権利と利益を擁護する役割を担っている。したがって税理士は、申告納税制度の理解、普及につとめる大きな責任がある。

申告納税制度を支えるものは納税者の租税についての正しい知識と理解である。租税教育は、「法律の定める納税」、「租税の意義」、「租税の役割」、「租税の機能」、「租税の仕組み」、「納税者主権」「応能負担原則」等を国民に伝えることを通じて、申告納税制度の維持発展に寄与するものと考えられる。

2. 官民協力しての租税教育の問題点

税理士にとっての租税教育の意義は上記のとおりだが、官にとっての意義は全く違うと思われる。すると官民協力しての租税教育はおおくの矛盾点がある。それを指摘することで税理士会の取るべき方針を明確にしたい。

①官の租税教育の意義

従来、国が行う租税教育は、税務広報の一環として位置付けられ、納税者が自ら進んで適正な申告、納税が可能となるよう、租税の意義を理解し、自覚を促すことを目的としている。

国・県・市の税務関係者と教育関係者が租税教育推進協議会（以下、租推協）を組織し、希望する学校に租税教室を開催している。

税務署のパンフレットには租税教室の開催を「児童・生徒のみなさんに『税金がなければ、みんなが困ってしまう。だから、みんなで負担するものなんだ』という意識を持ってもらうことを目的としています。

税金とは『社会共通の費用をまかなう会費』であることを学んでもらい、なぜ税金が必要か、また、税金が社会のためにどのように使われているかなど、ビデオ等を使って興味深く説明します。」としている。

果たして、課税サイドの人間が中立的に子どもたちを教育することができるだろうか。税務署の行う租税教室を見学した。課税庁作成のビデオは、「税金のない社会」になったら、今まで当たり前のように受けることができた公共サービスも受けられず、すべて自己負担になり、大変な世の中になってしまった。人々は税金のあった時代は良かったと気がつく、という内容だった。

租税教室の現場では、「日本の消費税の税率は諸外国に比べて低い」とか「日本の租税負担率は低い」という言葉が簡単に使われていた。各国の租税制度の違いや社会保障制度の違いなどを説明することもなくである。「税金がなくなったら大変だから」、「日本の税率は低いのだから」という一方的な意見を、相手が小さいうちに言い聞かせることによって、無理やり理解させて、危機意識を高め、納税意識を高めているように思われる。

租推協の作成した「私たちのくらしと税」に、「20歳～64歳人口の65歳以上人口に対する比率」、が掲載されており、「お年寄りの割合が年々増え、逆に若い人の割合が少なくなる傾向にあります。国にとっても増大する社会保障支出の負担に耐えられなくなる事態も予想されます。<中略> 福祉の一層の充実を望む声もあり、すべての国民が安心して暮らすことができる制度を築き上げる必要があります。」とあるのは、今般、消費税増税の根拠にされた。

官の租税教育だけが理由ではないだろうが、「消費税増税に賛成し、私たちの世代に付けを回さないでくれ」と子どもに言われた、という話を何人かの友人から聞いた。

②「税」は「会費」？

税金とは会費であると課税庁は言う。しかし、税と会費は明らかに違う。このような説明で税を正しく理解してもらうことができると考えているのだろうか。税金は国民主権に基づく、自分たちが主役の国であり、より良い国を作る為、自分たちで支払い方を決め、自分たちの責任で、自主的に支払うもので、直接的には反対給付はない。さらに、原則として負担する人の能力によって課税される。

税は会費と教えてしまうと、租税法主義も、納税者主権も、応能負担原則も伝えられなくなってしまう。

税を会費と教えるのは、支払ってもらいやすいという発想に基づくもので、納税意識の高揚を求める為と思われる。

3. 租税教育の今後

省庁協議会では、高校以上の租税教育の充実、教員への意識啓発、官民の協力の3点が確認され、23年12月に3省庁から参加諸機関に対し推奨文が出されている。日税連は国税庁に加え、文科省、総務省にも個別の協議を申し入れ、租税教育への理解と協力を求めている。

しかし、省庁協議会においても日税連は賛助会員としての参画であり、主導権は官にある。そして官と同じ内容を税理士会が行うのなら、申告納税制度の普及、国民の権利擁護につながらない。

税理士会が行う租税教育は、上記、矛盾点を認識した上で考えていかなければならない。租推協、省庁協議会の賛助会員になったうえで、税理士による租税教育を行う。相当な覚悟が必要だが福音はある。東京会の作成している「知っておきたい税のはなし」だ。この冊子には、税理士が行うべき租税教育の方向、内容が詰まっている。